

契約書の「5. 契約保証金」については保証の種類によって書き方が変わります。下記の記入例により記入してください。

1. 指名通知書等に《免除》と記載されている場合

(建設工事請負契約で予定価格500万円未満、業務委託契約で予定価格100万円未満の案件が該当します(税込)。

5 契約保証金 免除

2. 公告、指名通知書等に《金銭的保証(10%)》と記載されている場合

次の6通りに分かります。

(1) 現金で納める場合

5 契約保証金 金〇,〇〇〇,〇〇〇円

※現金で納める場合、契約検査課で納付書を作成しますので、事前に連絡をお願いします。納付書を受取り後、銀行で払込みをしてください。

(2) 有価証券(利付国債、地方債、小切手)を提出する場合

5 契約保証金 担保(有価証券の提供)

(3) 銀行等の保証を付す場合

5 契約保証金 担保(銀行等の保証)

(4) 前払保証事業会社の保証を付す場合

5 契約保証金 担保(前払保証事業会社の保証)

(5) 損害保険会社の保険を付す場合

5 契約保証金 免除(履行保証保険)

(6) 損害保険会社の履行保証証券を付す場合

5 契約保証金 免除(公共工事履行保証証券)

3. 公告、指名通知書等に《役務的保証(30%)》と記載されている場合

5 契約保証金 免除(公共工事履行保証証券)